

江南市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、江南市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下及び総窒素濃度20mg/L（日間平均値）又は総燐濃度1mg/L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛生第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するもの、かつ別表第1に定める環境配慮型浄化槽であるものをいう。
- (2) みなし浄化槽　し尿のみを処理する施設をいう。
- (3) 汚取便槽　し尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取り処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的に汲み取り処分する方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 宅内配管工事　浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、別表第2に定める地域内において専用住宅に、現に使用している既存のみなし浄化槽又は汲取便槽を廃止して、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 淨化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けて、浄化槽を設置する者
 - (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (4) 販売等の目的で住宅に浄化槽を設置する者
 - (5) 江南市内に住所を有しない者(江南市に居住しようとする者を除く)
 - (6) 市税を滞納している者
- (補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に10分の9を乗じて得た額以内とし、別表第3の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

- 2 前条第1項の場合において、みなし浄化槽若しくは汲取便槽の撤去、又は宅内配管工事をするときの補助金の額は、前項に規定する額に、別表第4の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度に加算した額とする。
- 3 第1項の規定により算定した補助金の額(その額が別表第3の第2欄に定める982,500円である場合を除く。)又は前項の規定により加算する額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書両面の写し(受付印のあるもの)
- (2) 設置場所の案内図(住宅地図等の写し)
- (3) 配置・配管予定図
- (4) 平面図(面積計算式・総面積を記入)
- (5) 浄化槽設置工事見積書の写し(撤去費、宅内配管工事費の補助を受ける場合は、その見積書の写しを含む。)
- (6) 既設のみなし浄化槽又は汲取便槽の写真及び位置図
- (7) 浄化槽設置工事請負契約書の写し

- (8) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- (10) 型式適合認定書及び仕様書・図面
- (11) 浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年以前に資格を取得した浄化槽設備士については特別講習の修了証書の写し
- (12) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (13) 浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書
- (14) その他、市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、第5条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。
(変更承認申請書等)

第7条 第6条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書（第4号様式の2）により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
(実績報告)

第8条 補助対象者は、設置工事完了後1月以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うこと

ができることを証明する書類)

- (2) 淨化槽法定検査（7条及び11条）契約書の写し及び浄化槽法定検査（7条及び11条）依頼書（7条検査手数料納付済）の副本
- (3) 領収証書の写し
- (4) 配置・配管設置図
- (5) 浄化槽設備士の証するチェックリスト
- (6) 工事施工中の写真（撤去費、宅内配管工事費の補助を受ける場合は、その施工中の写真を含む。）
- (7) 既設のみなし浄化槽を撤去又は廃止した場合は、浄化槽使用廃止届出書の写し
- (8) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (9) 既設のみなし浄化槽又は汲取便槽の最終清掃実施記録の写し
- (10) その他、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、第8条の規定により提出された実績報告書の審査及び現地調査を行い補助事業の効果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 市長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（検査）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(遵守事項)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該浄化槽の機能が正常に働くよう適正な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、江南市補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

環境配慮型浄化槽の性能要件

次の消費電力基準以下であること。

(単位: W)

人槽	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10 mg/L 以下)	消費電力 (りん除去型)
5人槽	39	53	83
6～7人槽	55	75	90
8～10人槽	75	102	157

別表第2 (第3条関係)

補助事業対象地域	下水道法に基づく公共下水道事業計画区域を除く地域 及び市長が指定した区域を除く区域
----------	--

別表第3 (第4条関係)

1. 人槽区分	2. 補助限度額
5人槽	720,000円
6～7人槽	839,000円
8～10人槽	982,500円

別表第4 (第4条関係)

1. 区分	2. 補助限度額
みなし浄化槽の撤去	120,000円
汲取便槽の撤去	105,000円
宅内配管工事	300,000円